

## 平成 30 年度税制改正 12

### ( 特例事業承継税制について )

#### 非上場株式等の納税猶予制度の全体像

非上場株式等の納税猶予制度を受けて先代経営者から贈与を受けた株式は、贈与した先代経営者が死亡した段階で一定の手続きにより贈与税は免除されますが、贈与された株式は先代経営者から相続又は遺贈によって取得したものとみなされて相続税が課税され、その後継者が納税猶予の適用を受ける場合は、株式に対応する相続税の全額が猶予されます。

#### 1、株式等を贈与するまでのプロセス

特例事業承継税制の適用を受けるために、平成 35 年（2023 年）3 月 31 日までに会社が特例事業承継計画を都道府県庁に提出します。その計画の内容に従って後継者教育、経営改善、事業の磨き上げ等を行い、取引先や金融機関等の外部に対しても周知します。そして、先代経営者は代表権を返上し、後継者が代表者に就任するなど適用要件をすべて満たした上で、先代経営者は平成 39 年（2027 年）12 月 31 日までに株式等を後継者に一括して贈与します。

（注）平成 35 年（2023 年）3 月 31 日までは、株式等を贈与した後で特例事業承継計画を提出することも認められます。

#### 2、都道府県庁に申請をして認定を受ける

会社は、先代経営者が後継者に株式等を贈与した翌年の 1 月 15 日までに都道府県庁に申請書を提出します。都道府県知事は、その書類を審査して会社に対して「認定書」を交付します。

#### 3、後継者が税務署に贈与税の申告書を提出

特例経営承継受贈者は、会社が交付を受けた「認定書」を添付して、非上場株式等の贈与税の納税猶予の適用を受けるための贈与税申告書を所轄税務署に提出します。

#### 4、5 年間の事業継続期間は毎年、都道府県庁と税務署に書類を提出

贈与税の納税猶予の適用を受けた後は、経営承継期間である贈与税の申告期限から 5 年間は毎年、都道府県庁に報告書を、税務署には届出書を提出し、5 年経過後は 3 年に一度、税務署に届出書の提出が必要です。

#### 5、先代経営者が死亡した場合は、都道府県庁に相続税への切替確認手続き

先代経営者が死亡した場合は、死亡の日の翌日から 8 か月以内に、会社が都道府県庁に贈与税から相続税の切替確認の手続きをします。

#### 6、経営承継相続人等（後継者）が相続税の申告書を提出

経営承継相続人等は、相続税の申告期限までに切替確認書を添付して税務署に非上場株式等の納税猶予を適用した相続税の申告書を所轄税務署長に提出します。